

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

金沢市では、令和2年12月に、行政手続のオンライン化など行政のデジタル化に関する基本的な事項を定める「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定した。令和3年3月には、「金沢市デジタル戦略」を策定し、電子申請やペーパーレス化等の取組を進め、「誰ひとり取り残さないデジタル戦略都市・金沢」の具現化を目指していく。

1 条例制定の背景、経緯

(1) 金沢市の概要

金沢市は、人口約46万人、面積468・79km²で石川県のほぼ中央に位置し、東は富山県境から西は日本海まで東西23・3km、南は白山麓から北の河北潟まで南北37・3kmの範囲にあって、地域の南部を白山山系から連なる山地が占め、北部は金沢平野を経て、日本海に臨んでいます。市街地は、寺町台、小立野台、卯辰山の三つの台地の間を犀川、浅野川の二つの河川が流れており、起伏に富んだ地形となっています。金沢の市域は、山と海、水と緑など自然環境に恵まれています。

また、大きな戦禍や地震に遭っていないことから、藩政期からの歴史的な街並みが、今もなお残っています。茶屋街、寺院群などの木造建築のほか、惣構や用水網など城下町の都市構造の跡を今なお見ることができるとか、金箔や加賀友禅、お茶など加賀藩から受け継ぐ伝統文化が連続と引き継がれています。

(2) 条例制定の背景

平成15年2月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、いわゆる「行政手続オンライン化法」が施行され、これを契機に多くの自治体において、行政手続

のオンライン化を可能とする通則条例が制定されました。しかしながら本市においては、電子申請の仕組みを全庁的に導入するには時期尚早であること、また、必要に応じ個別に例規を改正すれば対応可能であることから、市民の利便性を妨げるものではないと判断し、行政手続オンライン化に関する通則条例の制定は見送りしました。

その後、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」が成立し、行政手続のオンライン利用の原則化等が定められたことから、本市では、市町村官民データ活用推進計画として位置付ける「金沢市ICT活用推進計画」を平成31年2月に策定し、その中で、行政手続のオンライン利用の促進を明記し、令和元年10月に全庁的な電子申請の基盤となる「金沢市電子申請サービス」を導入しました。導入初年度は、6業務をオンライン化の対象としたため、必要な規則改正（道路占用許可申請、狂犬病予防法関連申請等、産業廃棄物等報告の3業務）は個別に対応しましたが、今後は、より多くの手続をオンライン化するためには、通則条例の制定が必要と考えました。

金沢市総務局
デジタル行政戦略課

令和元年12月に「行政手続オンライン化法」が改正され（デジタル行政推進法）、

- ・政府の申請及び申請に基づく処分通知の手続について、オンライン実施を原則化
- ・オンライン手続時の本人確認や手数料納付のオンライン化（電子署名等、電子納付）
- ・添付書類の撤廃（行政機関間の情報連携等により入手、参照できる場合）

・地方公共団体の申請等について、オンライン化原則の努力義務

といった、行政手続のオンライン化に係る法整備がなされたことから、本市においても、通則条例の制定に向けた本格的な検討に着手し、令和2年12月に、行政手続のオンライン化など行政のデジタル化に関する基本的な事項を定める「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定いたしました。

2 条例の内容・特徴

(1) 条例名

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「本条例」という。）

(2) 特徴（内容）

①本条例の対象となる手続の範囲

文書法制上の解釈では、条例の対象範囲は、規則、要綱までに留めることが一般的ですが、

行政手続には、これらを根拠としないものが多数存在するため、本条例の通則条例という性格を生かし、可能な限り多くの手続を本条例の対象としたいと考え、条例、規則、要綱だけではなく、要領、内規を根拠としているもののほか、根拠となる規定を市の機関が定めている手続にまで範囲を広げて対象としました。

また、市長部局以外の機関が所管する規則等（各種委員会規則、公営企業管理規程、監査委員告示など）を根拠とする手続も対象としました。

このことで、規定等を改正することなく幅広い手続のオンライン化が可能となるとともに、市長部局以外の機関の個別の規則改正等も不要とすることができました。

②交付物の郵送費用の無料化

令和2年12月に発表された国の「自治体DX推進計画」を機に、本市におけるデジタル化の取組を更に加速させるため、令和3年3月に「金沢市デジタル戦略」を策定し、その中で、コロナ禍においても「行かなくてもよい市役所」につながる電子申請を更に推進することとしました。電子申請に係る市民負担をできるだけ軽減したいという思いから、制定したばかりの本条例を令和3年3月に早速改

正し、電子申請により交付する書面等の郵送料を無料とすることとしました。これは中核市では初めての試みとなっています。

3 本条例に関連した取組

本条例の制定により例規上の障壁はなくなりましたが、それだけで手続のオンライン化を始めた行政のデジタル化が進んでいくわけではありません。道半ばではありますが、本市の取組を今後の予定も含めて御紹介します。

(1) 市民行政評価制度を活用した電子申請の推進

電子申請を進めるに当たり課題となったのは、申請手続を所管する職員のオンライン化の意識をどう高めていくか、ということでした。電子申請が広まれば、将来的に業務の効率化が図られることは理解できても、導入時に掛かる労力や電子と窓口の二つの申請手続を受け付けることによる負担感から、当初は多くの部署が電子申請の導入に消極的でした。そこで市民行政評価制度を活用することを考えました。事務事業の行政評価は全国で行われていますが、その仕組みを行政手続のオンライン化に当てはめ、さらに第三者からの意見を求めることで電子申請を更に推進しようという試みです。手続の所管課がオンラ

イン化できないと判断した案件を市民行政評価委員会に諮ること、市民の利便性向上につながるといった委員会の評価を踏まえ、オンライン化に踏み切るきっかけとなったほか、少し想定外ではありましたが、委員会にかけられるかもしれないという危惧から、導入が難しいと言っていた部署が、次々と自ら導入する方向に転じました。

結果として、この仕組みを活用したことで、法律で対面等が義務付けられているものを除き、年100件以上の申請実績があるほとんどの手続について、オンライン化の道筋をつけることができ、電子申請の拡大に大きな効果をもたらすこととなりました。

(2) ペーパーレス by デフォルト

電子申請を受け付けた後、市役所の内部処理の過程で申請書を印刷し決裁を行い、ファインリングしていたのでは、電子申請のメリットを生かし切ることができません。申請から手続完了までデジタルで一気通貫することが必要です。令和3年4月から開催している、市長も参加する産学官連携の金沢市DX会議*において、外部委員から「ペーパーレス by デフォルト」という提言をいただきました。ペーパーレス、即ちデジタルを原則とし、紙の使用を例外とする考え方です。本市では、

この考えを取り入れるべく、令和3年11月にデジタル戦略を1.5バージョンアップし「ペーパーレス原則化」を盛り込み、早速、ペーパーレス会議の推進やコピー用紙の削減に取り組んでいます。現在、市長、副市長、各部署の局長ヒアリングは全てペーパーレスとなりました。コピー用紙の削減も進むなど、成果は着実に現れてきました。

今後は、電子保存ルールの明確化やコピー利用の見える化を図ることで、未だ紙へのこだわりが根強く残る職員の意識を変えながら、職場のペーパーレス環境を進めることで、結果として、電子申請の拡充につなげていきたいと考えています。

4 今後の課題

行政手続のオンライン化を中心に今後の課題をいくつか挙げます。参考にさせていただければ幸いです。

(1) 電子申請率の向上

これまで主に手続数の拡大を進めてきましたが、今後は申請率をどうやって向上させるかが課題となってきます。そのためには、窓口で申請をした方に次回以降の電子申請利用をお勧めする、制度の周知チラシやホームページに電子申請サービスの案内を目立つよ

うに掲載する、インターネットの検索サイトで電子申請のページが上位に表示されるようにするなどの取組を考えており、順次開始しているところです。

(2) 第三者同意

申請者本人以外の同意が必要な手続については、電子申請の利便性をできるだけ損なわずに、オンラインで第三者の同意を得ることができかが課題となっています。本市では、今のところ適切な手段がなく、オンライン化は見送っていますが、このような手続はかなりの数があります。もしこの記事を御覧になった方で良い方法を御存じの方、運用中の方は、是非御一報いただければ幸いです。

(3) びったりサービスの活用

現在、マイナポータルびったりサービスで電子申請を受け付けていますが、利用状況は芳しくありません。今後は、国によるびったりサービスの一層の機能向上を期待するほか、デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）を活用し、ネットワークの三層分離を行っている基幹システムに直接申請データを取り込むなど、受付事務の効率化を進めるとともに、市民の皆様への周知を強化することで、利用の促進を図ってい

きたいと考えています。

5 結び

「金沢市デジタル戦略」では、令和4年度末には、年間申請件数100件以上の手続は全てオンライン化することを目標に掲げており、この目標は、これまでの取組により概ね達成できる見込みとなりました。これも本条例の制定により、オンライン化に関する事務手続が大幅に削減されたことに加え、今後、行政事務におけるデジタル化が一般的になることを、職員一人一人が意識し始めていることが、その大きな要因だと考えています。

電子申請を始めとするデジタルを活用した新たなサービスを拡大することで、市民の利便性を高めるとともに、ペーパーレス化等の取組により、職員の生産性を大幅に向上させることで生まれるマンパワーを、福祉や子育てなど、市民に寄り添うサービスの充実に注力することで、「金沢市デジタル戦略」の基本理念である「誰ひとり取り残さないデジタル戦略都市・金沢」の具現化を目指していきます。

* 金沢市DX会議：「金沢市デジタル戦略」に基づきデジタル化に関する全庁的かつ迅速な意思決定を図るため設置された、有識者や

学識者などからなる市長直轄の会議。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13021/dx/dxkaigi/dxkaigi.html>

